



個人用火災総合保険をご契約のお客さまへ

おうちの建築費があがっています!

前回の保険加入時に設定した評価額のままの場合、
事故発生の際に損害の額に対して保険金が不足する可能性があるため、
評価額・保険金額を見直してご提案しています。

評価額とは

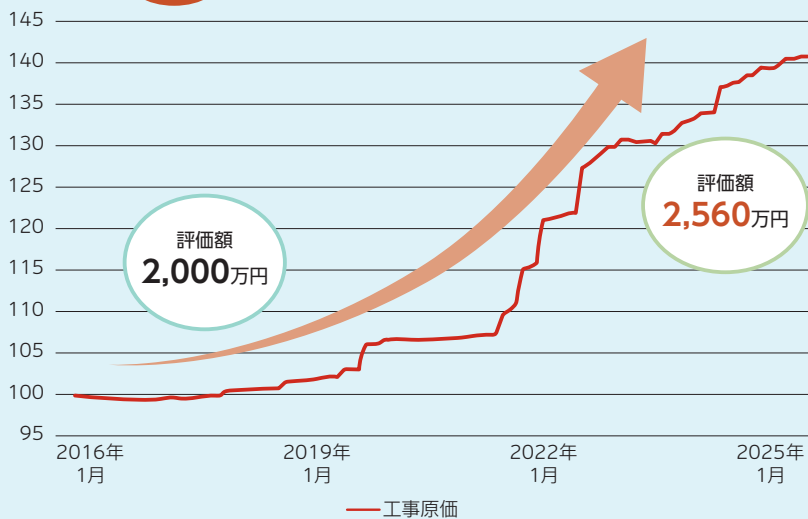
保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
保険の対象に対して設定する保険金額は、評価額に基づいて設定します。
(注) 評価額は、主に新築時点での建築費や、地域ごとの新築費の単価等に基づいて算出します。

- 近年、エネルギーや原材料の価格の上昇傾向が強まっています。また、建築資材の価格や物流・運送コストの高騰なども、建築費の上昇の要因となっています。
- これらの社会情勢から、同じ建物でも評価額が変動している可能性があります。

(注1) グラフ内の評価額は、裏面に記載の条件で算出した場合のイメージです。実際の評価額は条件により異なりますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
(注2) グラフの縦軸は、2015年の建築費(工事原価)を100とした場合の指数を表しています。

出典: 一般財団法人 建設物価調査会
<https://www.kensetu-bukka.or.jp/indexgraph/k-city10.html?city=1&type=19&index19=2&year=2016>

ご参考 建築費指数グラフ(標準指数)



大切な住宅を
十分に補償
できるよう

保険始期が2026年1月1日以降のご契約より、評価額の算出に用いる物価変動率、地域ごとの新築費の単価等の数値を変更します。



- 近年のインフレに伴う建築費高騰を反映した、より実態に近い評価額でご提案します。評価額は同等の建物を再取得するために必要な金額ですので、社会環境の変化に応じた適正な金額で設定する必要があります。ご提案する評価額から変更する場合は、根拠となる資料等を確認させていただく場合があります。
- 評価額や保険金額の変動に伴い保険料も変動します。

見直した評価額にあわせて、保険金額も引き上げる必要があります!

保険金のお支払いは**保険金額が限度**のため、同等の建物を建築できる補償内容にするためには、**評価額だけでなく保険金額も見直す必要**があります。

【評価額算出条件】所在地:東京都/物件種別:専用住宅/構造級別:H構造/建築年月:2016年1月 【評価方法】年次別指数法(簡易型)/基礎工事を含む

2016年

保険金額は
見直さなかった...

評価額 **2,000万円**
保険金額 **2,000万円**

2,000万円
で建築



保険金額も
見直しました!

契約時と比較し**評価額が約500万円も増加!**

2026年

2,000万円では
同等の建物を建築できない!

評価額 **2,560万円**
保険金額 **2,000万円**

評価額 **2,560万円**
保険金額 **2,560万円**

2,560万円あれば
同等の建物を建築可能!

保険金額は、原則として建物評価額と同じ額をおすすめします!



保険金額が評価額に対して低く設定されていると、全焼などの**大きな事故の場合に、十分な保険金が受け取れない**可能性があります。

詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

安心を
プラス

建物評価額と保険金額が同じ額の場合、
住宅を修理せずに新築へ建てかえできる

建てかえ費用特約※が自動セットされます。

※保険の対象に建物を含む「THE すまいの保険」の契約のうち、建物の協定再調達価額(建物評価額)=建物の保険金額の場合に自動セットされます。

建てかえ費用特約とは?

住宅が火災・風災・雪災などの損害保険金のお支払対象となる事故により70%以上の損害が生じた場合に、新築に建てかえる費用を補償する特約です。

お支払いする保険金

- 建てかえ費用保険金
- 取りこわし費用保険金

イメージ

保険金額2,000万円の建物で1,400万円の損害が生じ、
新築に建てかえる場合
新築にかかる費用と損害額の差額:2,000万円-1,400万円
被害を受けなかった部分を取り壊す費用:200万円

特約セットなし

保険金
(損害の復旧費用)
1,400万円

受取保険金額
1,400万円

特約セットあり

取りこわし費用保険金
200万円
建てかえ費用保険金
600万円

保険金
(損害の復旧費用)
1,400万円

受取保険金額
2,200万円

保険金(損害の復旧費用)と建てかえに必要な費用の差額をカバーすることができます!



★「THE すまいの保険」は「個人用火災総合保険」のペットネームです。

★このご案内は、個人用火災総合保険の評価額・保険金額の見直しおよび商品の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、ご契約に際しては、必ず「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」、「パンフレット兼重要事項等説明書」等をご確認ください。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先(取扱代理店)